

## 柏西ロータリークラブ

創立：1975年11月 7日  
承認：1975年11月24日

## 四つのテスト

1. 真実かどうか？
  2. みんなに公平か？
  3. 好意と友情を深めるか？
  4. みんなのためになるかどうか？
- インスピレーションになるよ  
2018-2019年度 会長：高田 住男 幹事：齋藤 敏文



## 第2080回通常例会 (2019.3.15)

■柏西ロータリークラブ URL: <http://kashiwa-nishi-rc.com/>■第2790地区ロータリークラブ URL: <http://www.rid2790.p/2018/>

## 2080回通常例会

1. 点 鐘 高田住男 会長
1. 会長挨拶 高田住男 会長
1. 幹事報告 齋藤敏文 幹事
1. 卓 話 前田 徹 会員
1. 点 鐘 高田住男 会長

## 会長挨拶

会長 高田 住男



3月は「水と衛生月間」です。安全な水と綺麗な衛生設備の利用は、

すべての人が持つべき権利です。しかしながら、地球上のある地域では汚染水で病気になる人や、命を落とす人が後を絶ちません。また、水汲みなどの労働によって学校に通えない子供たちもいます。今日は、水にまつわる私の体験をお話して、会長報告としたいと思います。

8年前の2011年3月11日に、東日本大震災が発生しました。その日に会員の消息と、国税庁に対して災害のための特例措置を要望し、次の週には石巻市にある湊小学校へ慰問に出かけました。小学校の1階の天井の近くまで津波の跡があり、隣の寺ではすべての墓がなぎ倒され車が数台乗り上げていました。その小学校の避難者の皆さんが段ボールを敷居にして避難していま

した。停電・断水・配水管や污水处理施設の損傷でトイレは使用できません。トイレ衛生設備が不十分であれば、健康被害、汚水があふれ最悪の衛生環境となっていました。千葉県浦安市でも地震により断水しましたが、私の友人はトイレが使用できなくて困っているという声を聞きました。私たちロータリーの活動は、井戸を掘る援助だけでは片手落ちです。安全な水と衛生設備を提供することによって、伝染病予防の教育や、ひいては子供の進学率を高めることが必要です。

岡島次年度では、45周年行事の一環として、ロータリーの補助金を使ってタイのア力族に井戸を提供することを検討しています。期待するところです。

## 幹事報告

齋藤 敏文

## ①地区大会記念ゴルフ大会の案内

日時：5月20日(月)

会場：久能カントリー倶楽部

料金：プレー代 22,000円 / 登録料 10,000円

## ②第11グループ親睦ゴルフ/ボウリング大会及び合同例会の案内

期日：4月17日(水)

[ゴルフ] 取手国際GC 西コース 8:40 集合

プレーフィ：16,000円 参加費：3,000円

[ボウリング] 15:00頃～

ヤングボール (ドンキホーテ柏店5階)

[合同例会] 18:00～ザ・クレストホテル柏

[ホストクラブ] 柏ロータリークラブ

※ボウリングについての詳細は後日

## ③ロータリー米山記念奨学生世話クラブ決定のお知らせ

2019学年度R米山奨学生：胡経緒(コケイショ)女性

/中国/東京大学修士1年

## ④2019学年度R米山記念奨学金 カウンセラー/米山奨学生/指導教員オリエンテーションの案内

日時：4月13日(土)

場所：船橋グランドホテル

## ⑤2019年国際大会(ハンブルク)における投票の信任状提出依頼

## ⑥例会変更のお知らせ

柏南RC：3/26(火)は18:00～観桜例会

：4/2(火)休会

## 委員会報告

## ①職業奉仕委員会 秋元 慶一 委員長

シンガポールの募集を開始します(4/26まで)

プレミアムエコノミー、ビジネス希望の方は細田さんまで





皆さん、こんにちは。今日は、相続法改正についてお話をさせていただきます。現在、私はプログラム委員会に所属しております。プログラム委員会では卓話の内容や担当者を決めておりますが、内容決める際に高田会長から、相続法改正について、1回取り上げてみてはどうかというご提案を頂きました。そこで、今回、私の方からお話しをさせていただくことになりました。よろしくお願ひします。

厳密に言いますと「相続法」という法律はありません。正確に言うと民法やそれに関連する法律が改正されました。まず今回の法改正の経緯です。昨年7月6日に相続に関する法律を改正する法律が成立しました。今回の改正の背景ですが、大きく2つあります。

1つは「生存配偶者の保護」です。実は、今回の法改正の前には、昭和55年に大きな改正がありました。昭和55年の時と今回で何が変わったのかという点ですが、まず平均寿命の長さです。昭和55年の頃は男性が約73歳、女性が約78歳で、他方、昨年の平均寿命が男性は約80歳、女性が約87歳と、だいたい7~10歳ぐらい平均寿命が延びています。一方で出生数は昭和55年は約157万人だったのですが、昨年は約97万人に減っています。ここから分かることとしては、相続が発生する時期が遅くなっており、相続発生時にお子さんは経済的にかなり独立している状態になります。他方で子供が減っているので、子供が一人当たり相続として貰う財産も増えています。そこで、それほど子供たちを保護する必要は無いのではないか、それよりも残された高齢の配偶者の方をもう少し手厚くした方がいいのではないか、というのが今回の一つの柱になっています。

もう1つは、昭和55年から40年ほど経ちまして、社会のニーズが変わってきており、法制度との乖離が広がっているという状況にあります。そこで、両者を少しでも近づけようというところで、今回の改正ということになっています。

次に、改正法がいつ始まるかという話なのですが、原則的には、今年の7月1日からスタートしていきます。ただいくつか例外がありまして、自筆証書遺言の方式緩和は既に今年の1月13日からスタートしております。また、配偶者居住権や、自筆証書遺言の法務局の管理という制度は来年に始まります。このように、今年から改正された相続法はどんどん始まっていくということで、恐らく今年の7月1日近辺になりますと、ニュースなどで相続法の改正について話が出てくると思います。その時に、今日の話をご参考にして頂ければと思います。次に、相続法改正の内容についてお話しします。

まずは生存配偶者の保護に関するお話です。一般的に想定しているのは、旦那さんがお亡くなりになられて、奥さんが残るというケースです。多くの場合、その住んでいる家の所有権は旦那さんにあります。そうすると亡くなった瞬間にその所有権が、概念的には相続人がそれぞれ法定相続分に応じて相続する、という話になるので、ずっと一緒に住んでいた奥さんだけが、一人でそのまま無料で使えるというのは、理屈からすると難しい。かといって、今まで旦那さんと一緒に財産も築いてきて、何十年も住んでいたのに、旦那さんが亡くなったということで、いきなり立ち退けとか、お金を払いなさいというのはさすがに酷いのではないかと、ということで法改正がなされました。配偶者短期居住権というのは、少なくとも遺産分割が終わるまでは無料でそのまま住んでいいよ、というルールになります。その後の居住につきましては、配偶者居住権（長期居住権）という制度を設けることになりました。これは、例えば家の所有権は息子さんが相続することにして、家の居住権、簡単に言うと無料で住む権利は奥さんが持ちますというような分け方ができるという制度です。これには、色々な決め方があるのですが、簡単に言うと、奥さんはその家に一生住みたいという希望があれば住めますよ、というルールになります。

配偶者保護の制度は、もう1つあります。「婚姻期間20年以上の夫婦間の居住不動産の遺贈・贈与に関する持ち戻し免除の意思表示」という制度の創設です。簡単に言いますと、先ほどのように旦那さんが先に亡くなってしまうと、奥さんが家に住めなくなるとの危惧から、生前に旦那さんが奥さんに名義を変えておくということがあります。それ自体は贈与ということで、問題ないのですが、現行の制度ですと、旦那さんがお亡くなりになったあと、当該贈与が「遺産の先渡し」と評価され、その分奥さんの相続する遺産が減らされていました。しか

し、そのように相続分を減らされてしまっでは、奥さんの生活保障を手厚くしようとした旦那さんの意思が無視されてしまいます。そこで、今回の相続法改正では、婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産の贈与・遺贈があった場合には、遺産の先渡しを受けたとは扱わないというルールになります。

ここまでの生存配偶者の保護という話で、ここからは社会情勢の変化への対応というお話しになります。

まず、預貯金の仮払い制度というのが今度新設されます。被相続人の預金口座から、一部仮払いを認めようという制度です。方法は、家庭裁判所を通じて行う方法と、家庭裁判所を通じず、直接金融機関に請求する方法があります。これは実務では大きな変化になるのかなと思います。

次に、遺言の制度も変わります。遺言は、大きく分けると自筆証書遺言と公正証書遺言の2種類がありますが、このうち、自筆証書遺言の制度が変わります。自筆証書遺言というのは要件が厳しくて、その1つに全部自分で書かなければならない、一部でもパソコンで打った文字が入っていると、それだけで全部無効になってしまうというルールがあります。それはあまりにも厳しいので緩和しようということで財産目録を別紙を添付する場合には、全部を自分で書くことは不要となりました。また、自筆証書遺言を法務局が保管するというルールが、来年7月から始まります。

これも大きな変更なのですが、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策が新設されます。例えばご両親と一緒に長男夫婦が住んでいて、その長男の嫁が、長年ずっと義父母の介護をしていましたというケースで、現行の制度ですと、遺言がない場合は、相続財産の中から長男の嫁に財産が与えられるルールは存在しません。それはちょっと可哀想だということで、親族には限るのですが、無償で療養看護などの業務提供して、被相続人の財産の維持増加に特別の寄与した場合は、特別寄与料というのを請求できるということになりました。

他にも遺留分制度や、相続による不動産登記のルールも変わります。以上が相続法の改正の話です。今日のお話しを参考にいただければと思います。

御静聴ありがとうございました。



ゲスト 柏RC 中山 浩一 様

4/17 (水)「第 11 G 親睦ボウリング大会」のお誘い

### これからの例会予定

月日	曜日	例会	卓話者・他内容
3月29日	金	休会	任意
4月5日	金	通常	大久保文宏会員
4月12日	金	通常	柴田均様 (緑の基金理事長)
4月17日	水	合同	第 11 G 夜間合同例会
4月19日	金	休会	4/17 に振替

### 出席報告

会員数	68名
欠席者	14名

石井、江口、江波戸、金子、小林太時、小林正直、小林直人、東海林、杉山、助川、住吉、竹澤、寺田、水留 会員

出席率 79.41%

### ゲスト

中山浩一 (柏RC) 様

### ニコニコBOXありがとう!

- ★ パートナー誕生日: 細田 会員
- ★ 結婚記念日: 日暮、鈴木子郎 会員
- ★ (^\_^)
- 川和会員 インターゴルフでドラコン取りました
- 柳 会員 復帰しました、入院後タバコと朝の水浴びやめました! お見舞いありがとうございました
- 飯合会員 榎本先生より良いものを頂きました

次回の例会は 4月5日 (金) 通常例会です。  
 クラブ会報委員/浅野 肇・住田 みゆき・竹澤 雅彦  
 卓話・会報の原稿は kwrc.photo@gmail.com までお送り下さい。

**欠席報告は、水曜日の正午まで**  
 ※ LINE グループ「柏西ロータリークラブ」まで  
 ※ 直前の欠席は SAA 安田 (080-5680-5460)  
 クレストホテル (営業課) 04-7146-1122 まで